

公用・公共用の取得等要望を受け付ける物件

- ここに掲載されている物件は、ホームページ掲載日から3ヶ月間、公用・公共用利用のための取得等要望を受け付けます。取得等のご要望がある場合には、各物件の所在する財務事務所等担当課（統括）へ直接お問い合わせください。
- 取得等のご要望を受け付けることができるのは、地方公共団体及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第21号の規定により随意契約により契約することができる公益法人その他の事業者となります。なお、物件は、売却による取得のほか、保育所、介護施設等社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する場合には、定期借地権を利用した貸付けも可能です。
- 受付期限までに取得等のご要望がない場合には、原則として一般競争入札により売却することとなります。
- 取得等要望に当たり、次に掲げる1～6の事項について十分承知の上ご要望願います。
 1. 契約を締結したものについては、契約金額を含む契約内容を当局ホームページにおいて公表します。
 2. 上記1の公表に対する同意が契約締結の要件となります。
 3. 処分等価格は、書面による見積り合せ（予算決算及び会計令第99条の6の規定に基づき、処分等相手方の契約希望価格を書面により確認し、当該価格が国の予定価格（予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づき定める予定価格をいう。）の制限の範囲内であるか否かを確認する手続きをいう。）により決定します。
 4. 上記3の見積り合せの実施回数は累計で5回を限度とし、5回の見積り合せによっても国の予定価格の制限に達しない場合には、直ちに見積り合せを打ち切ります。また、見積り合せの打ち切りにより処分等相手方に損害が生じても国はその責めを負いません。
 5. 契約締結前に地下埋設物等の瑕疵の存在が明らかとなった場合において、予定価格を再算定する等の対応に相應の時間を要したことにより、取得等要望を行った者に損害が生じても国はその責めを負いません。
 6. 所轄庁から、施設等の設置認可の申請に対する結果の通知を受けた場合には、速やかにその通知の写しを提出いただくこととなります。

(注) ○この一覧表では、次のように用途地域名を省略しています。

第一種低層住居専用地域	第一種低層	準住居地域	準住居	工業専用地域	工業専用
第二種低層住居専用地域	第二種低層	田園住居地域	田園住居	市街化調整区域のもの	市街化調整区域
第一種中高層住居専用地域	第一種中高	近隣商業地域	近隣商業	用途地域の指定がないもの	都市計画区域内
第二種中高層住居専用地域	第二種中高	商業地域	商業	都市計画区域外のもの	都市計画区域外
第一種住居地域	第一種住居	準工業地域	準工業		
第二種住居地域	第二種住居	工業地域	工業		

○掲載内容は、土地調査・測量等により変更となる場合があります。

平成30年8月13日掲載

整理番号	所在地	登記地目	面積 (平方メートル)	用途地域	建蔽率/ 容積率 (パーセント)	事務所等	担当	電話番号	受付期限	処分等 可能予定 時期	地域の整備計画等に 係る地方公共団 体の意見	備考
H30-009	福島県いわき市 勿来町窪田稲荷塚 28-3	宅地	313.10	工業	60/200	福島	管財課	024 (535) 0304	平成30年9月10日	平成31年度		建物有 引受予定
H30-010	岩手県一関市田村町 169	宅地	948.80	商業	80/400	盛岡	管財課	019 (625) 3354	平成30年10月9日	—		
H30-011	秋田県大館市 字長木川南360-3	宅地	1,289.11	第一種住居	60/200	秋田	管財課	018 (862) 4205	平成30年11月12日	平成30年度		工作物有 引受予定
H30-012	福島県岩瀬郡鏡石町 東町35-1外2筆 (県中都市計画事業 鏡石駅東第1土地区 画整理事業、4街区 2・3・4画地)	山林 田畑	766.12	第一種住居	60/200	福島	管財課	024 (535) 0304	平成30年11月12日	—		仮換地: 640㎡

※ 地域の整備計画等に係る地方公共団体の意見は、平成23年5月23日付財理第2199号「未利用国有地等の管理処分方針について」通達記第3の4の規定に基づき地域の整備計画等に係る意見があった場合にその内容を掲載しております。